

○長崎県営バス運賃等規程

令和元年9月24日
交通局企業管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県営バス運賃等規則（昭和48年長崎県規則第30号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(普通旅客運賃)

第2条 規則第5条に規定する交通局長が別に定める普通旅客運賃の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(高速バス等の運賃)

第3条 規則第6条に規定する交通局長が別に定める運賃の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(普通旅客運賃の減額)

第4条 規則第11条に規定する交通局長が別に定める普通旅客運賃等は、別表第3に掲げるとおりとする。

附 則（令和元年交通局企業管理規程第3号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和7年交通局企業管理規程第9号）

この規程は、令和7年9月1日から施行する。